

標茶町こども・学生・若者支援事業 参加学校等 募集要項

1 事業の目的

標茶町が実施するこども・学生・若者支援事業の一つとして、町内外を問わず学生の教育環境の平準化や学校の教育環境の整備及び若者の結婚や子育て支援を図ることを目的とする。本事業の趣旨に賛同する大学、短期大学、専門学校、高等学校、高等専門学校、社会福祉法人、医療法人、及び企業団体等（以下、学校等と言う。）を募り、協力して本事業の周知を図ることで、より多くの支援者からの応援金を募り、学校等を通じてこども・若者・学生支援への輪を広げていくものである。

2 事業の概要

(1)事業の流れ

- ① 本事業の趣旨に賛同する学校等を募集し、標茶町こども・学生・若者支援事業参加表明書（別記様式第1号）により応募のあった学校等を標茶町が標茶町・学生・若者支援事業参加承認（却下）通知書（別記様式第2号）により承認（却下）する。
- ② ふるさと納税制度を活用し学校等を応援する寄附者を募集する。寄附者は登録された学校等の中から、応援する学校等を指定することができる。
また、返礼品の有無について寄附者が選択できるものとする。
- ③ 標茶町へ集まった応援金は、指定された学校等に2（2）により一定割合分配する。ただし、学校等は下記の用途に基づき応援金を使用するものとする。
用途①：現在、在学中で生活苦になっている学生への支援
用途②：既に卒業していて、奨学金返済に困窮している卒業生及び職員への支援
用途③：教育格差及び体験格差等に対する支援
- ④ 学校等における用途別の応援金の使用条件
 1. 大学、短期大学、専門学校、高等学校、高等専門学校にあつては、用途①及び用途②への使用が分配額全体の1/2以上を占めること。
※用途①及び用途②の残りの分配額については、間接的であっても学生の負担軽減につながるもので、学校施設整備、感染症予防対策、学生募集経費、同窓会で実施している奨学金に関する経費等に当たるものであれば、学校等の事情に応じて用途を決めることができる。（ただし、交際費、飲食費等は対象外とする。）
 2. 社会福祉法人、医療法人、及び企業団体等にあつては、用途②及び用途③に分配額全額を使用すること。
- ⑤ 学校等は資金支出結果について、毎年度標茶町に報告する。また、それらの情報を標茶町のHPにて公表する。

(2)分配金額（支援者からの応援金に対し、学校へ分配される金額）

ふるさと納税による応援金の金額から返礼品なしの場合は7.5割分を指定された学校等へ分配し、返礼品ありの場合は5割を分配する。なお、寄附者が学校等を指定しなかった場合には、登録している学校等へあん分する。

(3)資金使途結果報告

毎年度、標茶町が定める様式に基づき、資金使途結果を報告すること。標茶町は、ホームページ

等を通じて資金使途結果を公表する。

3 募集する学校等

本事業の趣旨に賛同する次に掲げる学校等で、本町が別途委託する事業者が選定する者。

- (1) 国公立又は都道府県より認可を受けている学校等
- (2) 社会福祉法人及び医療法人
- (3) こどもの教育格差及び体験格差等に対して支援している企業団体等

4 応募手続、スケジュール等

(1) 募集開始、応募書類

ア 募集開始 令和8年5月28日(木) から

イ 応募書類 ・ 標茶町こども・学生・若者支援事業参加表明書(別記様式第1号)
・ 寄附受付サイトにおける学校紹介ページの作成について

(2) 書類の提出方法、提出先及び問い合わせ先

下記宛メールにて提出すること。

- ・ 提出先及び問い合わせ先：特定非営利活動法人 みんなの北海道2100
メールアドレス：info@m-h2100.jp

(3) 様式の入手方法

各様式は、下記のホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。

(URL：<https://www.m-h2100.com/project2026/entry>)

5 その他留意事項

万一、資金使途結果報告等に疑義が生じた場合は、町及び町が指定する者が学校に行き説明等を求めることがあるので、その旨を承知の上応募してください。